

西日本高速道路株式会社九州支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所		令和6年7月9日(火) 九州支社 2階会議室	
出席委員 (五十音順・敬称略)		井上 正義(弁護士)、笠間 清伸(九州大学)、鍋嶋 隆志(弁護士)、 藤林 大地(西南学院大学)、前越 俊之(福岡大学)、 吉武 哲信(九州工業大学)	
審議対象期間		令和5年10月1日～令和6年3月31日	
抽出案件／対象件数		7件/75件	件名等
工 事	一般競争入札	1件/2件	・令和5年度 九州自動車道(特定更新等) 桑の丸橋(上り線)他2橋床版取替工事
	条件付一般競争入札	2件/21件	・令和5年度 九州自動車道(特定更新等) 久留米高速道路事務所管内舗装補修工事 ・令和5年度 熊本高速道路事務所管内標識取替工事
	指名競争入札	1件/1件	・令和5年度 九州自動車道 広川SA休憩施設改築工事
	随意契約	1件/11件	・令和5年度 九州自動車道 加治木IC管理施設改築工事
調査等		1件/29件	・令和5年度 東九州自動車道 霧島スマートインターチェンジ地形測量業務
維持管理役務及び 物品・役務		1件/11件	・令和5年度 熊本高速道路事務所 什器等購入
少額契約 (250万円以下)		0件/1,145件	—

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答
◆入札監視事務局からの報告 令和5年度工事入札契約状況報告 —	—
◆入札・契約手続きの運用状況等の報告 —	—
◆抽出案件①の審議 【令和5年度 九州自動車道(特定更新等) 桑の丸橋(上り線)他2橋床版取替工事】 ①有効と認められない提案・不適切な提案が多いと見受けられるが、NEXCOからの回答に対しては各者納得しているのか。	①再説明請求もありませんでしたので、ご納得いただけたものと考えています。

<p>◆抽出案件②の審議 【令和5年度 九州自動車道（特定更新等） 久留米高速道路事務所管内舗装補修工事】</p> <p>①評価項目のうち企業の施工能力の工事表彰において、「電線共同溝」の工事の表彰案件を評価している理由は。</p> <p>②同一工種ではないという理由で評価していない「維持修繕工事」とはどういった工事なのか。舗装も含まれているのではないか。</p>	<p>①コリんズ登録において舗装工事の実績として登録されている工事であるため評価しています。</p> <p>②維持修繕工事には舗装以外の除草等、色々な工事が含まれているため、舗装に特化していない工事は同一工種ではないと判断し評価していません。</p>
<p>◆抽出案件③の審議 【令和5年度 熊本高速道路事務所管内標識取替工事】</p> <p>①辞退者が多い理由は何か。</p> <p>②材料費が高騰していると思うが、採算が合わないと回答した者は、材料費の高騰により採算が合わないと回答しているのか。</p>	<p>①辞退されたもののうち、「技術者不足」を理由としている者が6者で、うち2者が複数回答で「採算が合わない」と回答しています。</p> <p>②材料費は高騰しておりますが、材料メーカーから見積を採った市場単価を採用し積算に反映しているため、材料の高騰が理由というよりも、工事の規模等、総合的に判断して辞退されたものと考えています。</p>
<p>◆抽出案件④の審議 【令和5年度 九州自動車道 広川SA休憩施設改築工事】</p> <p>①トイレの数は利用実態を踏まえて決めるとのことだが、利用実態はどのように把握されるのか。</p> <p>②指名競争で発注したのは、不人気工種であり、公募では業者が集まりにくいからという理由か。</p> <p>③「落札者としない」とされた者は審査対象基準価格を下回ったためということだが、当該者は審査対象基準価格を知り得る機会はあるのか。</p>	<p>①時間帯の立ち寄り率等、トイレの利用状況の調査結果を総合的に判断して、トイレブース数や浄化槽容量の最適化を検討しています。</p> <p>②今回のような休憩施設の改築工事にあっては、お客様が利用される場所であり早急に発注手続きを進める必要があるため、公募手続きよりも手続き期間が短縮可能な指名競争を採用しているところです。</p> <p>③契約締結後に公表します。</p>

<p>◆抽出案件⑤の審議 【令和5年度 九州自動車道 加治木 I C管理 施設改築工事】</p> <p>①当初一般競争入札で不落札となったのは、結果的に価格が折り合わなかったとのことだが、今回の随意契約での設計金額は当初と同額か。</p> <p>②当初の設計金額に問題があったのか。人件費や材料価格の高騰が原因なのか。</p> <p>③随意契約に至った経緯は。</p> <p>④この建物の利用目的は何か。</p>	<p>①設計金額は見直しておりますので、当初発注時の積算金額と同額ではありません。</p> <p>②そのとおりです。九州地方は熊本の半導体工場の関係で、特に設備関係の人材確保が困難な状況が続いており、その影響により人件費が高騰していることが要因の一つと考えられます。</p> <p>③弊社規程に基づき、不成立後の特命随意契約による手続きを行いました。</p> <p>④鹿児島高速道路事務所の社屋棟として建築するものであり、既存建物の老朽化及び組織増強に伴い手狭となった社屋の建て替えを行うものです。</p>
<p>◆抽出案件⑥の審議 【令和5年度 東九州自動車道 霧島スマート インターチェンジ地形測量業務】</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>◆抽出案件⑦の審議 【令和5年度 熊本高速道路事務所 什器等購入】</p> <p>①落札率が低いですが、契約制限価格の算出はどのように行ったのか。</p> <p>②品番とかも含めてメーカー指定の物でなければならぬのか。</p> <p>③価格競争だけであれば、もう少し競争原理が働くものと思うが、申請者が1者だけであった理由として考えられることはなにか。</p>	<p>①購入品目の参考商品メーカーのカタログ価格により直接経費を設定し、過去の実績より運搬経費などの間接経費を算出しております。</p> <p>②商品の規格と色は指定していますが、メーカーは指定してらず、申請者から提案があり規格が同じ同等品であれば認めています。</p> <p>③参加要件として求めたものは「納税証明書」の提出のみであり、決してハードルの高いものではないのですが、結果として1者しか申請が無かったものであり、理由は分かりません。</p>

◆全体を通じて —	—
委員会による意見の具申又は勧告の内容 特になし	—